

守りたい

大切な自分 大切な誰か

～忘れないで！ネットには危険がいっぱい！～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。ここで2つの事例を紹介します。

事件
1

スマホゲームで仲良くなつた同じ年の子に会いに行つたら…

1 ゲーム内で同学年の友達ができた



2 「親にナイショで会おう」と誘われ…



3 しかし待ち合わせ場所にいたのは知らないおじさんで、車で誘拐されそのまま閉じ込められてしまった！



事件
2

SNSで知り合つた友達と、写真のやりとりをしていたら…

1 動画をあげていたらフォロワーがどんどん増えてきたAさん



2 DMをくれたお兄さんと友達になり、写真を送りあうようになって…

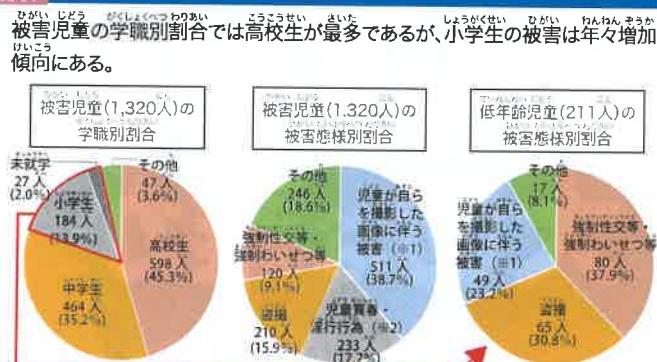


3 イヤだつたけど断りきれず、裸の写真を送ってしまった！



保護者の
かたへ
子供も
読んで!

児童ポルノ事犯の被害児童学職別・被害態様別の割合



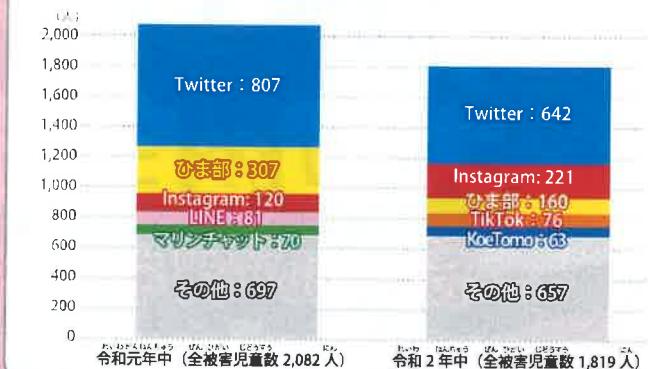
※1…「児童が自ら撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。

※2…「淫行行為」は、「青少年保護育成条例(淫行行為)」をいう。

保護者の
かたへ
子供も
読んで!

サイト別の被害児童数

「Twitter」に起因する被害児童数が約4割を占めるとともに、「Instagram」「TikTok」「KoeTomo」に起因する事犯の被害児童数が増加している。



保護者の皆様のご指導が、子供を犯罪から守ります!

ID、パスワードの適切な利用・管理について教えてあげて下さい。

- 名前や誕生日といった推測されやすいパスワードは使わない。
- 友達であってもパスワードは、教えない。
- 他人のID・パスワードは、犯罪になる場合があるので、絶対に使わない。

保護者の
かたへ

フィルタリングは必ず設定しましょう!!

被害児童の約9割が、被害時にフィルタリングを利用していました。フィルタリングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。また、携帯電話機だけでなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守るために、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。



保護者の
かたへ

親子で見てもらいたいサイトの紹介

●警察庁 Web サイト子供の性被害対策

被害防止のためのマンガや動画を紹介

https://www.npa.go.jp/policy_area/nc_cp/prevent/materials.html



●文部科学省のYoutube公式サイト

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」の紹介

https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCh13GywDl



ペアレンタルコントロール

(親としての)

コントロール

(制限)

保護者の
かたへ

「ペアレンタルコントロール」の活用

保護者が子供のライフサイクルを互通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること(「ペアレンタルコントロール」)が大切です。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように親子のルールづくりやペアレンタルコントロール等が紹介されています。

●内閣府ホームページ

保護者向け普及啓発リーフレット集

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html



性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

●NPO法人ぱっへす

(受付時間:24時間365日、いつでも)

☎ 050-3177-5432 (匿名可)

■メールによる相談 メールアドレス:paps@paps-jp.org

■サイトURL :<https://www.paps.jp>



困ったときの相談窓口(行政機関)

●ぴったり相談窓口

子供向け

子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト

<https://www.npa.go.jp/bureau/safety/life/syosen/unrui/index.html>



●警察相談専用電話

☎ #9110

最も早い警察本部の相談窓口につながります。

●性犯罪被害相談電話

☎ #8103

(ハートさん)



●24時間子供SOSダイヤル

子供向け

いじめで困ったり、自分や友達の安全に不安があったりしたら、すぐに電話を!

☎ 0120-0-78310 (電話代無料)



●性犯罪・性暴力被害者のための

ワンストップ支援センター

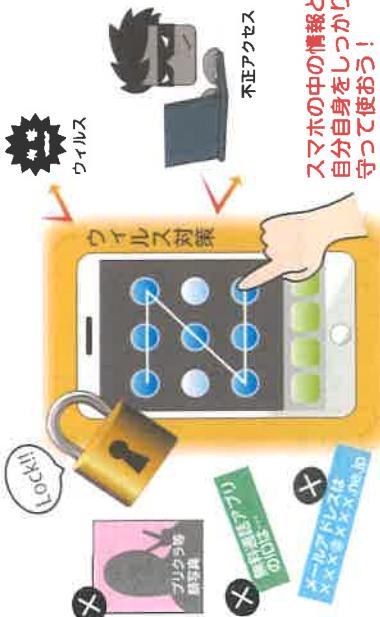
しえん

(全国共通番号) ☎ #8891



ポイント② 個人情報を守る

プライバート情報や利用情報が山ほど入ったスマホ。
不正流出も自ら知らせてしまうのも危険、考えて使おう！



スマホの中の情報と
自分自身をしつかり
守って使う！

- 個人が特定できる情報は、うつかり発信しない！
- 紛失や盗難には、起動時や画面のロックが有効！
- 本体やアプリはそのまま使わず、設定を見直そう！
- アプリ導入の前に規約や注意事項をよく読み、信頼性を確認しよう！（万が一の際はウィルス対策が有効）

保護者のみなさまへ

保護者の責務をご存知ですか？

2009年より「青少年インターネット環境整備法」が施行されています。この法律では、子供の利用状況を把握するとともに、発達段階に応じ、フィルタリングソフトを利用するなどの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、活用能力習得の促進に努めることができます。「保護者の責務」とされています。

<法第6条1項(保護者の責務)より>

お子様の安全・適切なインターネット利用環境づくりは保護者の役割です。大切なお子様を守るために、フィルタリングを解除するかは、責任をもつて慎重なご判断をお願いします。

フィルタリングの設定に関する携帯電話事業者の義務について

上述の法律により、携帯電話事業者には、青少年（18歳未満の者）が利用する携帯電話・スマートフォンの契約をする場合、保護者からのフィルタリングサービスを不要とする申し出がない限りのフィルタリングサービスを提供するこどが義務付けられています。

<法第17条1項>

もつとグッドネット宣言

- ネットでも思いやりを持つて！
- 社会のルールとマナーを守って！
- 賢く使って、よりよいコミュニケーションを！



- どんなことに料金が発生するか、子供と一緒に確認！
- 不必要な機能は使えないように設定しましょう！
- 決済パスワードは保護者が入力、課金の上限設定をする等、ルールを決めて保護者がしっかりと管理！

保護者のための

スマートフォン 安心ガイド

smartphone security and safety guide



もつとグッドネット
<http://good-net.jp>



QRコードは「もつとグッドネット」の商標です。



2015.9

おさえておきたい3つのポイント！

ポイント① フィルタリングが安心安全の鍵！

Q

そもそもスマホって、青少年でも安全に使えるの？

Q



ポイント①

A
ケータイとは比較にならないほど、使い方も保存情報を膨大にあるスマート。"うつかりアクセス"の防止と安全な利用には「フィルタリング」が不可欠です。仕組みを理解し、有害情報に接するリスクやトラブルから子供を守りましょう！

Q

スマホを使うときには気をつけなければいけないことは？

Q



ポイント②

A
それはスパリ、「自分自身を守ること」個人を見定める情報を見知らぬ人に与えないよう、ネットへの書き込みや、コミュニケーションサイトでのやり取りにも気をつけさせ、スマホの紛失や盗難にも注意を促すことが必要です。

あわせて確認！

ゲーム機や音楽プレイヤー学習用タブレットにもフィルタリング

Q
アプリやゲームのアイテム等利用料金が気になる……

Q



ポイント③

A
保護者のクレジットカードで自由に決済できるようになつていませんか？こづかいで買えるプリペイドカードを使う、決済バースワードは保護者が入力する、決済できる上限設定をする等、話し合つてルールを決めましょう！

スマホのフィルタリングは3種類！

悪意の仕掛けがあるようなサイトへのアクセスを防いでくれる
フィルタリング(レベルの調整可能)は、子供の安全利用の鍵です。

① 携帯電話会社が提供するフィルタリング

3Gや4G等、携帯電話会社の回線(電波)で
アクセスする際に有効なフィルタリング。

② 無線LAN(Wi-Fi)に対するフィルタリング

スマホ本体に導入・設定して使うフィルタリング。
Wi-Fi等、携帯電話会社以外の回線(電波)でアクセスする際にも有効なので安心です。

③ アプリのフィルタリング

アプリの利用が不安な年齢の子供向けのフィルタリング。
インストール制限、起動制限、時間制限等ができます。

フィルタリングの設定方法

フィルタリングの設定方法は、携帯電話会社や機種により対応が異なりますので、詳細な設定方法は販売店にご相談下さい。安心ネットづくり促進協議会ホームページ「青少年のスマホ利用のリスクと対策」でも紹介していますので、ご覧ください。

安心ネットづくり促進協議会
<http://sp.good-net.jp/>

(※このリーフレットのダウンロードも可能です)

おとうさん・おかあさん聞こえないで!

保護者が同伴でも深夜、興行場等に青少年（18歳未満）は入れません。

（沖縄県青少年保護育成条例・沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例）

※興行場等とは、映画館、演劇場、ボウリング場、ビリヤード場、スケート場、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶などをいいます。



ゲームセンター ※一部は午後10時～午前4時まで



カラオケボックス

ダメ！深夜はいがい



映画館



ボウリング場



マンガ喫茶・インターネット

そのほか、深夜営業のコンビニ、飲食店を含め、全ての県民には青少年の深夜のはいがいを防止する努力義務があります。

- 青少年に規則正しい生活習慣（早寝・早起き・朝ご飯）を
- 県民みんなで青少年の深夜はいがいを防止しましょう

沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会・（社）沖縄県青少年育成県民会議

誰
か
が
い
る

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)

